令和５年４月２３日執行

泊村議会議員選挙における

選挙運動に関する公費負担の手引き

泊村選挙管理委員会

目次

１ 公費負担の種類････････････････････････････････････････････････････　1

２ 公費負担の事務手続き･･････････････････････････････････････････････ 1

(1) 有償契約の締結と届出････････････････････････････････････････････ 1

(2) 公費負担の適用･･････････････････････････････････････････････････ 2

(3) 公費負担の限度額････････････････････････････････････････････････ 2

(4) 選挙運動費用への算入･････････････････････････････････････････････ 3

(5) 確認書の交付・提出･･･････････････････････････････････････････････ 3

(6) 契約内容の証明･･･････････････････････････････････････････････････ 4

(7) 公費の支払い･････････････････････････････････････････････････････ 4

３ 選挙運動用自動車の使用･････････････････････････････････････････････ 5

(1) 一般運送契約･････････････････････････････････････････････････････ 5

(2) 一般運送契約以外の契約･･･････････････････････････････････････････ 5

４ 選挙運動用ビラの作成･･･････････････････････････････････････････････ 7

５ 選挙運動用ポスターの作成･･･････････････････････････････････････････ 7

６ 参考資料･･･････････････････････････････････････････････････････････ 8

(1) 参考1････････････････････････････････････････････････････････････ 9

(2) 参考2････････････････････････････････････････････････････････････ 9

凡例

法・・・公職選挙法

令・・・公職選挙法施行令

規則・・公職選挙法施行規則

道規程・北海道選挙執行規程

条例・・泊村議会議員及び泊村長の選挙における

選挙運動の公営に関する条例

規程・・泊村選挙事務取扱規程

**１ 公費負担の種類**

候補者の行う選挙運動のうち次のものは公営経費の負担(以下公費負担という。)が行われます。

① 選挙運動用自動車の使用(条例２)

② 選挙運動用ビラの作成(条例６)

③ 選挙運動用ポスターの作成(条例９)

このうち①選挙運動用自動車の使用は、契約の種類によって

ア一般運送契約

に分かれ、一般運送契約以外の契約は更に

**個人タクシー会社との契約などで人と車込みで**

イ一般運送契約以外の契約

**レンタカー　※候補の自家用車は不可、世帯分離している親族は可**

(ア)自動車借入契約

(イ)燃料供給契約 に分かれます（条例４）

(ウ)運転手雇用契約

**２ 公費負担の事務手続き**

これらの公費負担の適用を受けるためには、業者等と適法な契約を締結、法令に規定されている所定の手続きを経ることが必要ですので、候補者及び業者の方々は法令の規定を遵守してください。

(1) 有償契約の締結と届出

候補者は、業者等と有償契約を締結し、その旨を告示日までに選挙管理委員会に届け出なければなりません。

有償契約とは、当事者が相互に対価的な意義をもつ経済的損失をなすべき契約のことです。したがって、候補者が自己の所有する自家用車を使用したような場合には、その自動車の使用料相当額は公費負担の対象となりません。

届出は文書により行いますが、その文書に契約書の写しを添付することになっていますので、契約に当たっては、契約の内容(契約の当事者、期間、枚数、単価、金額等)を明らかにした契約書を必ず作成してください。

なお、契約の内容及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされていれば使用(作成)申込請書というようなものであっても差し支えありません。

届出は、契約の締結後直ちに、文書により、契約書の写しを添付し(立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)行ってください。

なお、届出後に契約を解除し又は内容を変更したときは、その解除又は内容の変更を証するに足る書面の写しを添えて、その旨を文書で届け出てください。

この場合、(5)の確認書の交付を既に受けているときは、当該確認書を返却してください。

(2) 公費負担の適用

供託物が没収されることになった候補者に係る契約については、公費負担の適用は受けられません。

公費負担の制度の適用を受けるため(1)の契約及び届出等の手続きを進めていても、選挙の結果、得票数が供託物没収点に達せず、供託物が没収されることになった候補者に係る契約については、公費負担の適用を受けることができません。

この場合の契約に基づく業者等への支払いは、全額候補者が行わなければなりません。(業者等は、経費の支払いを候補者に請求してください。)供託物没収点とは、村議会議員選挙においては有効投票の総数×1/8 (議席数) × 1/10のことです。(法93① 3)

(3) 公費負担の限度額

１人の候補者についての公費負担の額には、公費負担の種類ごとに限度額が定められています。

限度額を超えて契約を締結することは差し支えありませんが、限度額を超える部分については、候補者が負担しなければなりません。契約の締結に当たっては、この公費負担限度額を超える部分及び(2)の供託物が没収されることになった場合の当該経費に関しては、候補者が支払う旨の条項を定めておくことが適当です。

(4) 選挙運動費用への算入

公費負担分は、選挙運動用自動車の使用に係るものを除き、候補者の選挙運動費用に算入しなければなりません。

選挙運動用自動車の使用に要した経費については、一切選挙運動に関する支出でないものとみなされます(法197②)ので候補者の選挙運動費用に算入する必要がありませんが、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担分については、算入しなければなりません。

また、契約金額が公費負担の限度額を超えたり、供託物が没収されることになったため、候補者が負担しなければならない額についても同様です。

なお、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担分については、選挙運動費用収支報告書を提出する際、「参考」欄に記載してください。なお、領収書等を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」(振込明細書の写しを添付)にも記載してください。(法189①、規則31号様式の2、3)

また、収入については、公費負担分は候補者を通じることなく直接業者等に支払われますから、この額は、選挙運動に関する収入として計上する必要がありません。

(5) 確認書の交付・提出

次の契約については、候補者は、業者ごとに当該契約に係る金額又は枚数が法定の公費負担の範囲内であることにつき、選挙管理委員会に申請の上、確認書の交付を受け、当該確認書を業者等に提出しなければなりません。

(ア) 選挙運動用自動車使用のうち燃料供給契約

(イ) 選挙運動用ビラの作成

(ウ) 選挙運動用ポスターの作成

この事務手続は、当該契約に係る金額又は枚数が法定の公費負担の範囲内であることを確認し、後日の公費負担を保障するためのものです。

確認申請は、契約業者等ごとに行うものです。確認申請書の提出は、業者と契約を締結した後(1)の届出に併せて行ってください。確認書の交付に係る事務は、選挙管理委員会で行います。

候補者は、交付を受けた確認書を(6)で説明する証明書と共に業者等へ提出してください。

確認書と証明書は、後日、業者等が公費負担を請求する際に用います。

確認書は再発行しませんから、大切に保管してください。

(6) 契約内容の証明

候補者は、業者等ごとに契約内容を証明する証明書を作成し、業者等に提出しなければなりません。

この事務手続は、すべての契約について必要です。証明書を作成し業者等に交付する時期は、業者等の債務の履行が完了した時点で行うのが適当です。

(5) で説明した確認制度のあるものについては、選挙管理委員会で交付を受けた確認書を併せて業者等に提出してください。証明書は、後日、業者等が公費負担を請求する際に用います。

なお、選挙運動用自動車使用証明書(自動車の借入契約又は運転手の雇用契約の場合に限る。)を作成する場合は、契約期間中の各日ごとの運送等金額又は報酬の額を明記してください。

また、**燃料の使用証明書には、燃料供給業者から給油時に発行される給油伝票の写しの添付が必要になります。**

(7) 公費の支払い

公費は、業者等からの請求に基づき、選挙期日後に直接業者等に対して支払われます。

支払いの方法は、業者等に対して銀行口座振込みにより支払います。

なお、請求書(選挙運動用自動車の使用のうち、自動車の借入契約又は運転手の雇用契約の場合に限る)の記載にあたっては、各日ごとの請求金額を明記してください。

**３ 選挙運動用自動車の使用**

選挙運動用自動車の使用に関する契約は、一般運送契約と一般運送契約以外の契約に分けられます。

(1) 一般運送契約

一般運送契約とは、一般乗用旅客自動車運送事業者(道路運送法3①ハ)との運送契約のことで、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を借り切って旅客を運送するいわゆるハイヤ一方式の契約です。

一般乗用旅客自動車運輸事業者は、国土交通大臣から事業の免許を受けた業者に限られ、これ以外の者とこの契約を締結することはできません。

契約書には１日当たりの借上げ金額を必ず明示してください。

この契約により同ーの日において、２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合は、候補者が指定するいずれか１台に限って公費負担の対象となり、その指定は、候補者が運送事業者等に提出する選挙運動用自動車使用証明書により行うことになっています。

また、同ーの日において、この契約と(2)の一般運送契約以外の契約いずれもが締結されているときは、当該日については候補者が指定するいずれか一つの契約に限って公費負担の対象となり、その指定は、選挙運動用自動車使用証明書により行うことになっています。

距離制料金によるタクシーの使用は、手続等において種々問題があるので、なるべく避けるようにしてください。また、同一の日において、この一般運送契約と次の(2)の一般運送契約以外の契約を締結することも、同様の理由から避けるようにしてください。

公費負担の額は、「契約ごとに選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(限度額1日64,500円)の合計額」です。

(2) 一般運送契約以外の契約

一般運送契約以外の契約は、次の3種類に分けられます。

これらの契約の相手方が、公費負担を受けようとする候補者と生計を同ーにする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者である場合には、公費負担を受けることはできません。(条例３)

したがって、例えば、自動車借入契約の相手方が候補者と生計をーにしている候補者の配偶者であるときは、配偶者が自動車の貸出しを業としていない限り、自動車の使用について公費負担を受けることはできません。また、契約の相手方が、候補者と同一住所に居住する場合であっても、世帯を別にし、かつ、生計を別にする者である場合には、候補者は、その旨の申立書を提出してください。

① 自動車借入契約

自動車借入契約とは、自動車のみを借入れる、いわゆるレンタル方式による契約です。

契約の相手方は、一般的にはレンタル業者ですが、候補者の知人等が所有するマイカーを借りる場合は、当該契約に係る業務が反復、継続的なものでないなど、業として行うものでないものについては国土交通大臣の許可はいらないことになっています。(道路運送法80②)

この契約により同一の日において2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合は、候補者が指定するいずれか1台に限って公費負担の対象となり、その指定は、候補者が契約の相手方に提出する選挙運動用自動車使用証明書により行うことになっています。

公費負担の額は、「契約ごとに選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(限度額1日16,100円)の合計額」です。

② 燃料供給契約

燃料供給契約とは、選挙運動用自動車に使用する燃料の供給契約です。

契約の相手方については、特に制限する規定はありませんが、自己が使用するためにあらかじめ購入保管している会社、団体又は個人である場合には、保管に関して消防法上の制限があることなどから、現実には、石油販売業者に限られます。

この契約については、契約の都度、届出の上、公費負担額の範囲内であることの確認を受ける必要がありますが、ガソリンスタンドごとに契約した場合は事務手続が非常に煩雑になりますので、できる限り村内の業者一社と契約してください。

公費負担の額は、「契約ごとの当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(7,700円に立候補の届出のあった日から選挙の期日の前日までの日数(同一の日において(1)の一般運送契約が締結されている場合には、当該日数を控除した日数) を乗じて得た金額の範囲内であることにつき、選挙管理委員会で確認を受けた金額)」です。

③ 運転手雇用契約

運転手雇用契約とは、選挙運動用自動車を運転する人を雇用する契約です。

運転手が会社等の被雇用者であっても、契約は直接当該運転手と行ってください。

同一の日において2人以上の運転手が雇用される場合には、候補者が指定するいずれか1人に限って公費負担の対象となり、その指定は候補者が当該運転手に提出する選挙運動用自動車使用証明書により行うことになっています。

公費負担の額は、「契約ごとに運転業務に従事した各日について支払うべき報酬金額( 限度額1日12,500円)の合計額」です。

**４ 選挙運動用ビラの作成**

契約の相手方は、選挙運動用ビラの作成を業とするものです。

公費負担の額は、契約ごとに「1枚当たり作成単価× 作成枚数」です。

作成単価には、限度額(7円73銭) が設けられており、実際の作成単価がこの限度額を超えるときは、当該限度額が作成単価とされます。

作成枚数は、2の(5)で法定の枚数(村議会議員選挙1,600枚)の範囲内のものであることの確認を受けた枚数のことです。

**５ 選挙運動用ポスターの作成**

契約の相手方は、選挙運動用ポスターの作成を業とするものです。

公費負担の額は、契約ごとに「1枚当たり作成単価×作成枚数」です。

作成単価には、次の限度額が設けられており、実際の作成単価がこの限度額を超えるときは、当該限度額が作成単価とされます。

541円31銭×（30箇所）＋316,250円

限度単価(11,083円)=

（30箇所）

( 1円未満の端数は切り上げて1円にします。)

作成枚数は、2の(5)で法定の枚数(限度枚数60枚（30枚×2.0）)の範囲内のものであると確認を受けた枚数のことです。

　なお、公費負担額は限度単価(11,083円)と限度枚数（60枚）をそれぞれ比較し、低い方の単価と作成枚数を掛けた金額となります。

**６ 参考資料**

(1) 参考1

公費負担の対象とその限度額

１　選挙運動用自動車

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公費負担の対象 | 公費負担の限度額 | |
| ① 一般運送契約( ハイヤ一等)  選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額  (同一の日については一台に限る) | 各日について  ６４，５００円 | ① の契約と② の契  約は、どち  らかを選  択 |
| ② その他の契約  ア　自動車借入契約(レンタル)  選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額  (同一の日については一台に限る)  イ　燃料供給の契約  選挙運動用自動車に供給した燃料の代金  (代替車を含む)  ウ　運転手雇用の契約  選挙運動用自動車の運転業務に従事し  た各日について支払う報酬の合計金額  (同一の日について1人に限る) | 各日について  １６，１００円 |
| ７，７００円  ×  選挙運動の日数 |  |
| 各日について  １２，５００円 |  |

２ 選挙運動用ビラ

|  |  |
| --- | --- |
| 公費負担の対象 | 公費負担の限度額 |
| ビラ作成経費 | 作成単価( 限度額7円73銭以内) に作成枚数(村議会議員選挙の上限1,600枚) を乗じた金額 |

３ 選挙運動用ポスター

|  |  |
| --- | --- |
| 公費負担の対象 | 公費負担の限度額 |
| ポスター作成経費 | 作成単価(次の単価の限度額以内) に作成枚数(村議選挙におけるポスター掲示場の数(30箇所)) を乗じた金額  541円31銭×(30箇所)+316,250円  限度単価(11,083円)=  （30箇所）  **※限度単価（11,083円）×30箇所＝332,490円までの範囲で公費負担** |

(2) 参考2

公費負担の事務手続き(図解)

〇選挙運動用自動車の使用（燃料供給契約を除く)に係る公費負担

泊村選挙管理委員会

泊村長

（泊村選挙管理委員会が事務を取り扱う）

②契約の届出 　　　　　　　　　　　④支払請求 　　　　⑤支払

(契約書の写し添付) 　　　　　　　　　　　(使用証明書添付)

タクシー・ハイヤー業者

業者等レンタカー業者

知人・運転手

候補者

①契約の締結

③使用証明書提出

〇燃料供給契約、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成契約に係る公費負担

泊村長

（泊村選挙管理委員会が事務を取り扱う）

泊村選挙管理委員会

　　　　　②契約の届出 　　　　　　　　　⑦支払請求　　　　　　　　　　⑧支払

(契約書の写し添付) （確認書及び

③枚数等の確認申請 使用・作成証明書添付）

④確認書の交付

候補者

　　　　燃料販売業者

業者等　ビラ作成業者

　　　　ポスター作成業者

①　　①契約の締結

　 　⑤確認書提出

⑥作成(使用)証明書提出